

埼玉県の医療的ケア児支援センターに求められる役割と機能

埼玉県の医療的ケア児支援センターに求められる役割と機能

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律 第14条（医療的ケア児支援センター等）

第1項

第1号 医療的ケア児等からの相談への助言等

第2号 関係機関等並びにこれに従事する者への情報提供及び研修

第3号 関係機関等との連絡調整

医療的ケア児支援センターの業務等について 令和3年8月31日厚生労働省事務連絡

【法第14条の立法趣旨】

・支援センター業務の具体的な内容等

第1号 【医療的ケア児の家族等からの相談をまずしっかりと受け止め、関係機関と連携して対応する】

- ・地域において活用可能な社会資源（施策）等の情報を提供しつつ、適切な関係機関を紹介
- ・関係機関等への連絡・調整を行い、切れ目のない相談・援助に努める

第2号 【医療的ケア児等に対して行う相談支援に係る「情報の集約点」になる】

- ・医療的ケア児のニーズ、困難ケースで適切な支援に繋がった好事例、最新の施策等の情報を把握し、関係機関と共有
- ・提供すべき情報は、業務を通じて把握するほか、市町村等の医療的ケア児等の協議の場において把握
- ・医療的ケア児等支援者養成研修、医療的ケア児等コーディネーター養成研修、喀痰吸引等研修などを実施

第3号 【多機関にまたがる支援の調整について、中核的な役割を果たす】

- ・複数機関との調整を要する相談内容は、地域のコーディネーターと連携し、検討や対応を行う
- ・地域のコーディネーターからの相談には、助言や好事例の紹介を行う
- ・センターでは助言等が困難な内容は、助言等を行える機関の紹介や当該機関との連絡調整を行う
- ・市町村の情報を収集し、横展開を図っていく役割が期待されているため、センターが把握すべき内容を検討する

埼玉県の医療的ケア児支援センターに求められる役割と機能

第1号【医療的ケア児の家族等からの相談をまずしっかりと受け止め、関係機関と連携して対応する】

- ・ 地域において活用可能な社会資源（施策）等の情報を提供しつつ、適切な関係機関を紹介
- ・ 関係機関等への連絡・調整を行い、切れ目のない相談・援助に努める

委員からの意見

- a どこに相談すれば良いかわからない家族等にとって最初の相談先
- b 最初に相談にのってくれるところがどれだけあるかが大事
- c 子連れで外出してセンターに相談に行くのは難しい
- d 家族の負担がどこにあるかに焦点をあてる
- e 支援者不在が長期化しないよう、早くから支援者にめぐり合わせるための支援
- f センターの機能が相談だけではどうかと思う
- g 家族がいろいろな職種の人たちに相談ができる場
- h 鬱的になる母親が多いので、家族の精神的なケアの部分への相談
- i 経済的な問題への相談

センターの役割と機能（案）

- ア 様々な相談に対応できる体制の整備
- イ 様々な相談窓口等の把握、紹介
- ウ 県が実施している専門性の高い相談支援（障害児等療育支援事業）との連携
- エ 活用可能な社会資源（施策）の把握、紹介
- オ 市町村の協議の場や関係機関のケース会議等への参加（困難ケース）
- カ 地域のコーディネーターと医療的ケア児及び家族の情報を共有

埼玉県の医療的ケア児支援センターに求められる役割と機能

第2号【医療的ケア児等に対して行う相談支援に係る「情報の集約点」になる】

- ・ 医療的ケア児のニーズ、困難ケースで適切な支援に繋がった好事例、最新の施策等の情報を把握し、関係機関と共有
- ・ 提供すべき情報は、業務を通じて把握するほか、市町村等の医療的ケア児等の協議の場において把握
- ・ 医療的ケア児等支援者養成研修、医療的ケア児等コーディネーター養成研修、喀痰吸引研修などを実施

委員からの意見

- a センターが情報を把握してもらいたい
- b 地域の医療的ケア児等コーディネーターと情報を共有し、当事者に情報が届くようになればいい
- c 事業所、学校、医療機関、同じ病気の家族と相談したいなど広域的な情報の把握
- d 保健師が家庭訪問をする中で、情報があまりなく答えられない
- e 事業所の実態をデータベース化し、相談員の相談先にもなるといい

センターの役割と機能（案）

- ア 県の実態調査で医療的ケア児と家族の基礎情報を把握し、市町村と共有
- イ 多機関と情報共有、協議をする場を設置し、地域の支援の現状を把握
- ウ 市町村の協議の場や関係機関のケース会議等への参加（困難ケース） [再掲]
- エ 活用可能な社会資源（施策）の把握、紹介 [再掲]
- オ 関係機関の従事者への医療的ケアに関する研修の実施

埼玉県の医療的ケア児支援センターに求められる役割と機能

第3号【多機関にまたがる支援の調整について、中核的な役割を果たす】

- ・ 複数機関との調整を要する相談内容は、地域のコーディネーターと連携し、検討や対応を行う
- ・ 地域のコーディネーターからの相談には、助言や好事例の紹介を行う
- ・ センターでは助言等が困難な内容は、助言等を行える機関の紹介や当該機関との連絡調整を行う
- ・ 市町村の情報を収集し、横展開を図っていく役割が期待されているため、センターが把握すべき内容を検討する

委員からの意見

- a 支援者の相談の場であってほしい
- b 事業所の実態をデータベース化し、相談員の相談先にもなるといい
- c 保護者の悩みなどを学校側からもセンターに相談できる
双方向の関係ができるといい
- d 市町村で相談を受けても医療機関につなげることが難しい
- e 学校のことで困っていることがあっても市町村ではどうにもならない
- f 児童相談所や精神科医等と連携した家族支援
- g 障害者雇用の分野がどう連携していくかが課題
- h 地域差をなくすこと

センターの役割と機能（案）

- ア 多機関との調整や中核的な役割を果たすため、
コーディネーターをセンターに配置
- イ 多機関と情報共有、協議をする場において、中心と
なって調整を行う
- ウ 市町村の協議の場や各機関のケース会議へ
の参加（困難ケース） [再掲]
- エ 活用可能な社会資源（施策）の把握、紹介 [再掲]